

欧米競争政策の動向のポイント

2021年10月4日 No.18

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

- 1 司法省、不動産投資家が差し押さえ物件の公売で、入札談合に関与していた旨の有罪の答弁をしたと公表(2021年8月6日)
- 2 連邦取引委員会、フェイスブックがアプリ開発に失敗した後にライバル企業を買うか葬るかとの違法戦略を実施したとする修正訴状を提出(2021年8月19日)
- 3 司法省、バンコープサウス・バンクとケイデンス銀行の経営統合計画について、ミシシッピ州所在の7店舗の売却を条件として承認(2021年9月2日)

II 欧州競争法(政策)

- 1 買収事件
 - (1) 欧州委員会、Facebook による Kustomer の買収提案に対し詳細審査を開始(2021年8月2日)
- 2 濫用行為+国家補助
 - (1) 欧州委員会、PPC の競争者の電力へのアクセスを増加させるギリシアの措置を承認(2021年9月10日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では、3件の事件が取り上げる。

1 件目は刑事事件であり、同事件では、カリフォルニア州居住の不動産投資家が差し押え物件の公売で入札談合に関与していた旨の有罪答弁を行った。

2 件目は首都ワシントン地区地裁への再提訴の案件であり、同案件では、インターネット交流サイト最大手のフェイスブックに対する反トラスト法訴訟で、連邦取引委員会が一部修正された訴状の提出を行った。

3 件目はバンコプサウス・バンクによるケイデンス銀行の買収計画について、司法省がミシシッピ州内所在の7店舗の売却を条件として承認したものである。

1 司法省、不動産投資家が差し押さえ物件の公売で、入札談合に関与していた旨の有罪の答弁をしたと公表(2021年8月6日)¹

司法省は8月6日、カリフォルニア州に居住する男性が、差し押さえ物件の公売で入札談合に関与していた旨の有罪の答弁を行ったと公表した。

カリフォルニア州サクラメント地区地裁に提出された裁判資料によると、ヤマ・マリファットは、他の不動産投資家と共謀して、カリフォルニア州サンホアキン郡内で行われた差し押さえ物件の公売で、入札談合を行っていたとして、2017年10月に起訴された。本件談合はおおよそ2009年4月からおおよそ2009年10月まで続いていたとされている。裁判は本件8月17日に開始される予定であった。

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を出した。

「差し押さえ物件の競売プロセスを濫用し、私腹を肥やした不動産投資家には責任を取らせる。被告の有罪答弁は、我々が粘り強く本件を訴追し、また反トラスト局の有能な検事、パラリーガル及びスタッフ達とともに連邦捜査局(以下「FBI」という。)でのパートナー達が説得力のある主張を展開したことの証である。」

重罪1件についての正式起訴状によると、マリファット及び同氏の共謀者らは、特定物権の公売で競り合わないようにすることに合意し、合意内容を実施した。競り合わない代わりに、共謀者らは公売で応札をする共謀者1名を特定し、その後に、第二のプライベートな競売を行い、入札に辞退していた共謀者らに賄賂を贈った。

FBI サクラメント支局のショーン・ラガン特別捜査官は以下の声明を出した。

「不動産詐欺は、この前の不況時に地域経済に対して破滅的な影響を与えた。本件は、FBI

¹ Press Release, Justice Department, Real Estate Investor Pleads Guilty to Rigging Bids at Foreclosure Auctions, August 6, 2021.

が地方自治体、州・連邦政府での我々のパートナーとともに協力をし、我々の地域社会に影響を及ぼした犯罪の特定、捜査に専念していることの良い例である。このようにして、FBI は全ての犯罪が罰せられ、また我々の金融及び不動産システムに対する国民の信頼が保たれるようにしている。」

マリファットは、サンホアキン郡内で行われた不動産競売において入札談合と詐欺の疑いで捜査対象となっている事件において、有罪答弁を行った 11 番目の個人である。反トラスト局は、全米各地のそれぞれで行われた不動産競売での入札談合や詐欺の嫌疑を捜査し、被疑者らを訴追している。結果として、マリファットを含め、140 人が起訴され、その内の 124 人が有罪答弁を行い、また 12 人が裁判で有罪判決を受けた。

シャーマン法違反の罰則の法定上限は、10 年の禁固刑及び 100 万ドル(1 ドル=109 円、約 1 億 900 万円)の罰金刑である。罰金の上限額は、犯罪による利得の 2 倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の 2 倍の金額の何れかの金額が 100 万ドルを上回る場合には、当該金額まで引き上げることができる。連邦地裁の裁判官が、米国量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した後、量刑判断を行うことが予定されている。

反トラスト局サンフランシスコ支局が本件訴追を行っており、本件捜査には FBI サクラメント支局が協力をした。

2 連邦取引委員会、フェイスブックがアプリ開発に失敗した後にライバル企業を買うか葬るかとの違法戦略を実施したとする修正訴状を提出(2021 年 8 月 19 日)²

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は 8 月 19 日、Facebook, Inc.(以下「フェイスブック」という。)に対する継続中の反トラスト訴訟で、訴状を修正してそれを再提出した。修正訴状によると、フェイスブックは、革新的なモバイル機能の開発に繰り返し失敗した後、自社の支配的地位を維持するためその代わりにライバル企業を買うか葬るかとの戦略を取った。とりわけ、同社は、モバイル機能の開発に失敗したところで、高人気のモバイル機能の開発に成功をした革新的なライバル企業を違法に片っ端から買収した。さらに、フェイスブックは、同社の独占力をより強固なものにするために、アプリ開発者を自社のプラットフォームに誘導し、それらが開発に成功するか否かを監視し、競争的な威嚇となった時点でそれらを葬り去った。競争的威嚇が欠如していたため、フェイスブックは監視型広告の手法に磨きをかけたり、ユーザーに対しより重い負担をかけたりすることができた。

FTC の競争局代理局長であるホリー・ヴェドヴァは以下の声明を公開した。

「フェイスブックには、モバイルへの移行を生き抜くためのビジネス感覚や技術的能力がなかった。革新的な新興企業との競争に敗れた後、フェイスブックは、それらの高い人

² Press Release, Federal Trade Commission, FTC Alleges Facebook Resorted to Illegal Buy-or-Bury Scheme to Crush Competition After String of Failed Attempts to Innovate, August 19, 2021.

気度が実際の威嚇となった時点で、それらを「買うか葬るか」との違法行為に転じた。当該行為は、新興企業がフェイスブックと張り合わないようにするためにフェイスブックが同企業に対し賄賂を与えるのと同程度に競争制限的なものである。反トラスト法は、独占企業によるまさにこのような違法行為を禁止するために制定された。フェイスブックの行為は、技術革新を低迷させ、品質改善を鈍くさせた。当該行為により、ソーシャル・ネットワークでの体験が劣るものとなり、ユーザーがより低いプライバシーやデータ保護の水準、またより押し付けがましい広告にさらされるようになった。FTCの今回の行動は、アメリカ人と誠実な企業のために、この違法行為に終止符を打たせ、競争の回復を求めるものである。

FTCは本日、首都ワシントン地区地裁に一部修正された訴状を提出した。6月28日には同地裁が最初の訴状を却下する判決を下した。今回の修正訴状は、フェイスブックに関するFTCの主張を裏付ける追加的データや証拠を含んでいる。FTCの主張には、フェイスブックが支配的地位を有し、同地位に対する威嚇を取り除くためそれを濫用したという訴えが含まれている。

修正訴状によると、インターネットの歴史及びフェイスブックの歴史における重要な移行期は、2010年代にスマートフォン及びモバイルインターネットが登場した時であった。当時、フェイスブックのマーク・ザッカーバーグ最高経営責任者は、「我々はモバイルには弱い」と認識し、またある主要株主は、フェイスブックのモバイルでの弱点が「他のネットワークに追い越されるという最悪の事態を招きかねない」との懸念を表明した。

この重要な移行期中に失敗を重ねた後、フェイスブックは、新しいコミュニケーションの時代に必要とされる商才や技術的洞察力を持っていないと知った。とりわけ、フェイスブックは、同社の時代遅れのデスクトップ技術を、モバイルファーストの概念を取り入れたコミュニケーション手法に早急かつ効果的に統合することができなかった。フェイスブックの経営陣は、公正に競争したとしても同社の独占や広告収入を維持することができないため、モバイルアプリの新興企業を買い漁ってこの実際の危機を乗り越えようとした。2012年にはライバルの写真共有アプリ「インスタグラム」、2014年にはモバイル対話アプリ「ワッツアップ」を買収した。両ライバルは、フェイスブックが失敗を繰り返していたところで、成功を収めていた。フェイスブックは、同社の反競争的な買収劇を、「まずはオープンにその後はクローズに」といった戦略で補強した。この戦略は、能率に基づいて競争をするライバルと潜在的ライバルの能力を著しく妨げ、フェイスブックの独占力をより強固なものにした。個人向けソーシャル・ネットワークの独占を反競争的により強固なものにすることにより、フェイスブックは、競争のプロセスを害し、また消費者の選択の幅を狭めた。

修正訴状で説明されているとおり、フェイスブックは、フェイスブック・プラットフォームを第三者のアプリ開発者のためのオープンな空間として始めた後、方針を突如転換し、

アプリ開発者に対して、人気のあるアプリがフェイスブックの競争的威嚇とならないようにするための条件を受け入れさせた。アプリ開発者に対しこのようなおとり戦略を仕掛けることにより、フェイスブックは、技術変化の決定的な時期において競争圧力にさらされないようにした。フェイスブックのオープンアクセス方針に頼っていたアプリ開発者は、相互互換性が制限された新たな方針に潰された。フェイスブックの行為により、サークルやパスなどのアプリ開発者らが害を受けたのみならず、消費者もフェイスブックに対し自社の商品やサービスの改善を促しうる有能な一匹狼的企業の出現による恩恵を受けられないようになった。

修正訴状は、フェイスブックが独占力を有するとの FTC の主張を補強している。とりわけ、修正訴状には、フェイスブックが米国の個人向けソーシャル・ネットワーク市場において支配的な市場シェアを有していることを示す詳細な統計データが含まれている。また、修正訴状には、フェイスブックが市場支配力を有することを示す直接証拠も示されている。証拠は、フェイスブックが①価格を引き上げ又は競争を排除し、②相当程度のユーザー数を失わずに又はユーザーの利用時間の著しい低下をもたらさずにサービスの質を著しく引き下げ、また③既存の競争者や潜在的競争者を排除して競争を制限しうることを示している。

修正訴状で示されているとおり、フェイスブックの支配的地位はまた、高い切り替え費用を含め、相当程度の参入障壁から守られている。時間がたつにつれて、個人向けソーシャル・ネットワークのユーザーは、より多くの個人との間に関係を構築し、投稿や共有体験の歴史を積み上げている。これらは他の個人向けソーシャル・ネットワークに容易に移転することができない。

著しい他の参入障壁には、ネットワーク効果として知られるユーザー対ユーザーの効果もある。サービスのユーザー数が上昇するにつれて、個人向けソーシャル・ネットワークの価値は高まる。ユーザーの友人も家族も既に参加している確立された個人向けソーシャル・ネットワークを、新規参入者が打ち負かすのは、非常に難しい。

修正訴状によると、フェイスブックは、同社の個人向けソーシャル・ネットワーク独占に対する競争上の威嚇が業界にあるか否かを監視し続けている。フェイスブックは、同社のプラットフォームに対するアクセスを認める際に反競争的条件を課したり、潜在的威嚇と見られる企業を買収したりする蓋然性がある。この蓋然性は、次の技術的移行期においては、特に高いものとなるであろう。

FTC 法律顧問室は FTC のリナ・カーン委員長の忌避を求めたフェイスブックの請願書を丁寧に検討した。裁判は連邦判事の前で行われるため、フェイスブックには適切な憲法上の保護が提供される。これらを理由に、FTC はこの請願を却下した。

FTC は首都ワシントン地区地裁に訴状を再提出するのを 3 対 2 の賛成多数で決めた。クリスティナ・ウイルソン委員は反対声明を出した。

3 司法省、バンコープサウス・バンクとケイデンス銀行の経営統合計画について、ミシシッピ州所在の7店舗の売却を条件として承認(2021年9月2日)³

司法省は9月2日、BancorpSouth Bank(以下「バンコープサウス・バンク」という。)によるCadence Bank N.A.(以下「ケイデンス銀行」という。)の買収計画に関し、両行は本件買収に伴う競争上の懸念を解消させるため、ミシシッピ州北東部所在の7店舗の売却に同意した旨を公表した。7店舗の預金残高合計は4億4600万ドル(約486億1400万円)である。

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を出した。

「本日の和解は、田舎の地域社会や小さな町に住む人々を含め、全てのアメリカ人が、これらの居住地や職場の近くで金融商品とサービスを競争的な価格で得られるべきであることを強調している。多くの地域社会は銀行によって支えられている。家族や小規模事業者は、お金を安全に貯蓄し、また重要な支出や投資のための融資を受けるのに銀行に頼っている。」

司法省との和解合意の下、両当事会社は、ミシシッピ州アバディーン、ウエストポイント及びスタークビルに所在する7つの支店を売却しなければならない。売却対象資産には、7つの支店と関連する全ての預金と貸出、それと共に、全ての物理的資産が含まれる。なお、両当事会社は、ミシシッピ州アバディーン、ウエストポイント及びスタークビルに所在する支店の支店長及び融資担当者と一緒にいる競合避止協定を行使しないこと、それらの従業員と新たな競合避止協定を結ばないこと等に同意した。さらに、両当事会社は、買収完了後3年以内に関連市場の何れかに所在する支店が閉鎖されるならば、小規模事業者は預金又は信用サービスを提供し、なおかつ連邦預金保険機構(以下「FDIC」という。)により保証されている機関に、当該支店を売却又はリースしなければならない。買収の結果、バンコープサウス・バンクは、資産ベースで捉えると、同行が米国南西部において事業展開している9つの州で10番目に大きい銀行、全米において46番目に大きい銀行となるであろう。

提案されている企業結合は、FDICの最終承認も得なければならない。司法省反トラスト局は、銀行間の企業結合を審査するに際し、必然的にその反競争的效果を分析する。本件において、司法省反トラスト局は、一定の条件が満たされれば本件買収を提訴しない旨をFDICに対し通知した。当該条件では、両当事会社は、とりわけ、互いの支店が重複している一定の地域において店舗を売却し、上記の同意事項を順守しなければならない。FDICが本件買収を容認する命令には、上記同意事項が順守されていることが条件として例示されるようになる。

³ Press Release, Department of Justice, Four Executives and Company Charged with Price Fixing in Ongoing Investigation into Broiler Chicken Industry, July 29, 2021.

バンコープサウス・バンクはミシシッピ州チューペロに本社を置き、約 258 億ドル(約 35,425 億円)の資産、212 億ドル(約 23,108 億円)の預金、また米国南西部の 9 つの州にわたり 325 のフルバンキング店を有する。同行は、消費者、企業、農業系顧客、資産管理顧客向けに銀行サービス、その他の金融サービスを提供している。

ケイデンス銀行はジョージア州アトランタに本社を構え、約 188 億ドル(約 20,492 億円)の資産及び約 161 億ドル(約 17,549 億円)の預金を有する。同行は米国南西部において 98 の支店を有し、その内の 11 店がミシシッピ州に所在する。同行も総合的な商品・サービスを小売業者、小規模企業及び中堅企業向けに提供し、また投資や信託サービスも提供している。

売却対象支店は以下のとおりである。

支店名	住所	都市	郡	州	郵便番号
Aberdeen Main	128 E. Commerce Street	アバディーン	モンロー	ミシシッピ	39730
Aberdeen Hwy 45	302 Hwy 145 North	アバディーン	モンロー	ミシシッピ	39730
West Point Main	657 Commerce Steet	ウエストポイント	クレイ	ミシシッピ	39773
West Point Hwy 45	215 Hwy 45 South	ウエストポイント	クレイ	ミシシッピ	39773
Starkville Crossing	818 Hwy 12 West	スタークビル	オクティベハ	ミシシッピ	39759
Starkville Russell St	793 Russell Street	スタークビル	オクティベハ	ミシシッピ	39759
Starkville University	606 Hwy 12 East	スタークビル	オクティベハ	ミシシッピ	39759

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、買収事件に対する詳細調査開始決定と、濫用行為と国家補助の両方が問題とされた事例を取り上げる。

1 件目は、Facebook(米国)による Kustomer(米国)の買収計画について欧州委員会が詳細審査を開始したものである。欧州委員会は、本件取引が顧客関係管理(CRM)ソフトの市場における競争を減少させるおそれがあることに懸念を有している。本件は、当初オーストリア当局に届出が行われたが、合併規則 22 条の規定に従って移送され、欧州委員会が審査することとなった。

2 件目は、ギリシア政府が独占的な国営電力会社(PPC)に発電用の垂炭の排他的利用を認めていたことが国家補助に該当するとされ、これにより PPC と競争関係にある電力会社が市場から排除されていたことが同時に濫用行為に当たるとされた異色の事件である。最初の欧州委員会決定は、2008 年 3 月に採択されていたが、その後紆余曲折を経て、今般ギリシア政府が提案した競争を回復させるための措置が承認された。

1 買収事件

(1) 欧州委員会、Facebook による Kustomer の買収提案に対し詳細審査を開始(2021 年 8 月 2 日)⁴

欧州委員会は EU 合併規則の下、Facebook による Kustomer の買収提案に対し詳細審査を開始した。欧州委員会は、本件取引が顧客関係管理(CRM)ソフト市場における競争を減少させるおそれがあることに懸念を有している。

また欧州委員会は、本件取引の結果 Facebook が自己のカスタマイズされた広告に関して有している膨大なデータ量をさらに増大させることで、同社のオンライン広告市場における地位がさらに強化されるおそれがあることにも懸念を有している。

欧州委員会の初期の競争上の懸念

欧州委員会は初期調査の結果、本件取引が以下のような影響を競争に与えることについて懸念を有している。

- a) CRM ソフト供給の広い市場と、顧客サービスと CRM ソフトのサポート供給の狭い市場

欧州委員会は、Facebook が Kustomer と統合される結果、自己の B2C の OTT(over-the-top)メッセージングチャンネルである WhatsApp、Messenger、Instagram に対するアクセ

⁴ Press Release, European commission, Mergers: Commission opens in-depth investigation into proposed acquisition of Kustomer by Facebook, 2 August 2021.

スを閉鎖できるようになることに懸念を有している。これらのチャンネルは、B2C OTT メッセージング市場の大部分を占めており、CRM ソフトサービスを供給する上での重要な情報源となっている。初期の調査によると、Facebook は自己のメッセージングチャンネルを使用させない、又はこれらのチャンネルへのアクセスを制限することなどにより Kustomer の競争者を閉め出す戦略を実施する能力と、潜在的な経済上のインセンティブを有する可能性が明らかになった。このような閉鎖的な戦略により市場における CRM ソフトの供給、顧客サービスと CRM ソフトのサポートの供給が減少することで、顧客は価格の上昇、品質の低下、技術革新の減少に直面し、最終的には消費者へ転嫁されることになる。

- b) 欧州委員会は現段階において、複数の加盟国におけるオンライン広告サービス市場、又はその下位市場において Facebook が市場支配的地位を有している可能性があると考えている。

Facebook は Kustomer を買収することにより、Kustomer の CRM ソフトを利用する事業者のデータをより容易に取得できるようになる。具体的には、(i)性別、注文・購買歴などの顧客データを含む「顧客取引データ」、(ii)顧客のウェブサイト閲覧、ほしい物リスト、ショップ訪問などの「他のイベントデータ」である。事業者が Kustomer の CRM ソフトに貯蔵し、Facebook と共有しているデータは、オンライン広告市場において大きなアドバンテージをもたらすように思われる。Facebook は、ターゲット広告を改善する能力を高めることでデータ上の優位性を強めることとなるため、競争者は Facebook のターゲット広告と競合することがより困難となるおそれがある。したがって本件取引は、最終的には価格上昇と選択肢減少に直面する広告会社と出版社を犠牲にして、これらのサービスを巡る競争者の新規参入と事業拡大の障壁となるおそれがある。よって欧州委員会は、当初認定した競争上の懸念を確認するため、本件取引による影響について詳細な調査を実施することとした。

欧州委員会は初期調査において世界中の競争当局と緊密に連携を行い、詳細調査においても同様の方針である。また欧州委員会は、加盟国競争当局とも緊密に連絡を取り合っている。

本件取引は、欧州委員会に 2021 年 6 月 25 日に届出のあったものである。欧州委員会が決定を採択する期限は 2021 年 12 月 8 日である。なお詳細調査の開始は、調査の最終結果に予断を与えるものではない。

移送要請

本件取引は EU 合併規則に定める売上高要件を満たしておらず、規制上の理由でオーストリア当局へ届け出ることが求められていた。オーストリア当局は 2021 年 4 月 2 日の届出を受け、EU 合併規則 22 条 1 項の規定に従い本件を欧州委員会への移送要請を行った。

欧州委員会は5月12日にオーストリアのほかベルギー、フランス、アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、ルーマニアも加わる形での移送を容認した。欧州委員会は、上記加盟国当局に対して、本件取引に国内法(企業結合規制)を適用しないことを要請した。欧州委員会は、EU 合併規則の下、上記加盟国の領域における Facebook による Kustomer の買収の影響を評価することになる。

当時会社と製品

Facebook は米国を本拠とする多国籍企業であり、ソーシャル・ネットワーク、カスタマーコミュニケーション、写真・ビデオ共有機能を提供するモバイル機器向けの様々なウェブサイトと、Facebook、Messenger、Instagram、WhatsApp をはじめとするアプリを提供している。同社は、ほとんどのサービスを無償で顧客に提供している。同社に収益をもたらす主要な事業は、広告スペースの提供と第三者に対する関連サービスの提供であり、同社の年間売上高全体の相当な割合を占めている。

Kustomer は米国に本拠を置く事業者であり、顧客サービスに特化したサービスとしてのソフトウェア(SaaS)CRM ソフトの供給者である。同社の CRM ソフトは、顧客が事業者との間で行った購買歴、返金、不満その他コミュニケーションを含むすべてのやりとりを時系列で表示する。また同社の CRM ソフトは、幅広い B2C コミュニケーションチャンネルと、電話、メール、ウェブチャット、SMS、メッセンジャー、WhatsApp、Instagram、Twitter を通じた顧客とのサポートエージェントチャンネルを統合するものである。

2 濫用行為+国家補助

(1) 欧州委員会、PPC の競争者の電力へのアクセスを増加させるギリシアの措置を承認 (2021年9月10日)⁵

欧州委員会は EU 競争法規則の下、ギリシアの独占的な国有電力会社である Public Power Cooperation(以下「PPC」という。)の競争者がより長期にわたりより多くの電力を購入できるようにするギリシア政府の措置を法的拘束力のあるものとした。ギリシア政府は、PPC の発電用亜炭の排他的利用によりもたらされる競争の歪曲を是正する措置を提出した。欧州委員会と EU の裁判所(一般裁判所、EU 司法裁判所)は、PPC のみに発電用亜炭の利用を認めていることが同国の電力市場における機会の均等を奪っていることを認定した。提出された措置は、既存の亜炭工場が営業運転を停止する時まで(現在 2023 年までと見込まれる)、又は遅くとも 2024 年 12 月 31 日までに失効する。

⁵ Press Release, European commission, Antitrust: Commission approves Greek measures to increase access to electricity for PPC's competitors, 10 September 2021.

欧州委員会の競争上の懸念

欧州委員会は 2008 年 3 月の決定により、ギリシア政府による PPC に亜炭を特権的に利用させていることが競争法に違反することを認定した。PPC の競争者は亜炭が利用できないため、ギリシアの電力市場において PPC と有効に競争できないでいた。ギリシア政府は、PPC による亜炭への準排他的な利用を維持することにより、同社が電力卸市場において市場支配的地位を維持することを認容していた。

欧州委員会はギリシア政府に対し、かかる違反の反競争的効果を是正する措置の提案を要請した。

ギリシア政府の提出した措置

これまでのところ、一般裁判所と EU 司法裁判所における訴訟のほか、以前提出された措置の実施が困難であるため、是正措置は実施されない(後述)。

ギリシア政府は 2021 年 9 月 1 日、以下の内容を柱とする修正された措置を提出した。

- ① PPC は、欧州エネルギー取引所(EEX)及び／又はギリシアエネルギー取引所(HEnEX)において四半期先の電力を販売することで、購入者は当該四半期において毎日安定した価格で電力を購入できるようにする。これにより PPC の競争者が先物市場において卸電力を調達し、価格変動に備えることが可能になる。
- ② PPC は、EEX 及び／又は HEnEX において、販売者としての地位を獲得する。これは、同社の電力の先物販売が電力購入量を一定量上回ることを意味するが、これにより十分な量の卸電力が競争者に提供されるようになる。なお、PPC に課される上記義務は亜炭を利用した発電の量に対応して減少する。
- ③ PPC に対し、販売のタイミングと提供に関する義務が課されることにより、PPC の競争者は、長期間にわたる価格変動に事前に対応できるようになる。

欧州委員会は上記措置を市場の参加者に提示し意見を聴取したところ、本日の決定による修正を踏まえれば、欧州委員会の競争上の懸念に適切に応えるものであるとの回答が寄せられた。

欧州委員会は、今般ギリシア政府により提案された措置は、同国と EU の環境目標の下、すべての既存の亜炭を利用した発電を 2023 年までに停止する同国の計画に照らし、2008 年の欧州委員会決定で認定された競争法違反行為を全面的に是正するものであると結論づけた。

PPC が競争者に販売することが期待されている電力量は、亜炭を利用した発電の量に直接に関連するが、本件措置は PPC に対して亜炭を利用した発電のみにより販売量を充足することを求めている。PPC は完全な裁量を有しており、ガス発電、水素その他再生可能エネルギーを含む自己が所有するすべての発電設備により要求される販売量を満たすことができる。

本件の背景

ギリシア政府は 2008 年 3 月の欧州委員会決定に従い、同国の電力市場において PPC の競争者が亜炭と亜炭を利用した発電を利用できるようにする多くの措置を提案した。これらの措置は 2009 年 8 月 4 日の欧州委員会決定により拘束力あるものとされたが、実施されることはなかった。

その背景には、PPC が上記 2008 年と 2009 年の欧州委員会両決定について取消訴訟を提起したことがある。一般裁判所は 2012 年 9 月、上記両決定を覆し、ギリシア政府による措置の実施を停止した。これを受けて欧州委員会は、一般裁判所判決を EU 司法裁判所に上告した。EU 司法裁判所は 2014 年 7 月、一般裁判所判決を退け、本件を一般裁判所へ差し戻した。一般裁判所は 2016 年 12 月、上記決定を確認し、欧州委員会の決定を終局的、かつ拘束力あるものとした。

また理事会は 2017 年 6 月 30 日、第三次経済調整プログラムの文脈でも、欧州委員会の競争上の懸念を解消するギリシア政府の義務を法的拘束力あるものとする決定を採択した。本決定を受け、ギリシア政府が 2018 年 8 月に経済調整プログラムを成功裏に完了させた後、監視体制が強化された。

欧州委員会は 2018 年 4 月 17 日、ギリシア政府が提出した競争上の懸念に応える措置を拘束力あるものとする決定を採択し、その中で PPC に対して同社が保有する複数の亜炭発電所の売却を求めた。しかしながら亜炭発電所の売却が実施されることはなかった。ギリシア政府は 2019 年、すべての亜炭発電所を停止(当初は 2028 年までにその後現在では暫定的に 2023 年まで)することを決定したところ、亜炭発電所の売却だけでは競争上の懸念を是正する措置として不十分であり、このような資産(稼働停止が決定している亜炭発電所)を利用して PPC と競合する動機を有する購入者を探すことは困難となった。

よってギリシアは、当初想定されていなかった亜炭による発電停止が実施されるまでの間、PPC のみが亜炭による発電を排他的に行えることから直接生じる機会不均等を解消する措置の改訂版を提出することとなった。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)